

所沢市地域公共交通協議会 運賃協議部会 次第

日時：令和6年5月24日（金）午後4時30分から

場所：所沢市役所5階 502会議室

1 開 会

2 議 事

（1）富岡地区ところワゴンの路線見直しに係る運賃に関する協議

3 閉 会

～ 資 料 ～

1 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見

2 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（運賃表を添付）

道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見

資料1

期 間：令和6年5月1日～5月14日の2週間

方 法：市広報紙、ホームページにより告知。都市計画課に提出、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請のいずれかの方法で提出。

番号	意見	対応
1 電子メール	<p>80代老々介護の男性です。</p> <p>車は所有しておりますが、時折ところワゴンを利用しています。県外に住む娘も様子見に来訪する折に使わせてもらっています。西武バスよりも近くで乗り降りできるため、大変助かっています。</p> <p>料金の変更はないとのことですが、大変ありがたいと思います。現在特別割引の制度は利用しておりませんが、近い将来全面的に頼らせていただくことになると思いますので、事情の許す限り現行の条件で継続していただきたいと思います。</p>	<p>今回の見直しにあたっては、運賃は現行の制度を継続します。</p>
2 電子申請	<p><u>適切な運賃である。</u></p> <p>自宅が最寄り駅から徒歩1時間、最寄りバス停(西武バス)からも徒歩15分ほど離れて不便なため、ところワゴンには大変お世話になっています。</p> <p>引き受けてくださった会社の方、運転手さんにも大変感謝しております。</p> <p>いつもありがとうございます。</p> <p>長く続いてほしい事業なので、今後状況に応じて(更に年齢で区切るなど)運賃を引き上げていただいても個人的には良いかなとも思っています。</p>	<p>今回の見直しにあたっては、運賃は現行の制度を継続します。</p> <p>その他の意見は、今後の参考とします。</p>
3 電子申請	<p><u>高い(値下げする方が良い)</u></p> <p>私はまだ 200円ですが 良く利用していて いつも グリーンの特別乗車証を見せていない方も100円で乗ってます 持っているけど見せていないだけなのかもしれません...</p> <p>若い人も平等に100円にしてもらえると もっとみなさんが 利用しやすくなって 増便してもらえると もっと利用する様になると思います</p> <p>夜便が あと1時間でも遅い便があると 助かります</p> <p><u>年関係なく 平等な100円にしてほしいです</u></p>	<p>ところワゴンの運賃は、他の公共交通機関とのバランスにより普通運賃を200円に、高齢者については特別割引として100円としているため、現行の制度を継続します。</p> <p>なお、グリーンの特別乗車証(割引運賃)については、定期的に利用されている方に対しても、乗車証を確認するよう徹底します。</p> <p>その他の意見は、今後の参考とします。</p>
4 直接持参	<p><u>適切</u></p>	<p>今回の見直しにあたっては、運賃は現行の制度を継続します。</p>

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和6年5月24日付け所沢市地域公共交通協議会運賃協議部会において、下記事項
に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

運賃の種類、適用方法及び額については別添運賃表のとおり

2. 運賃(料金)を適用する路線又は営業区域

富岡地区ところワゴン

路線の新設：多聞院ルート

路線の変更：北岩岡ルート

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和6年10月1日から実施

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

西武ハイヤー株式会社

令和6年 月 日

所沢市地域公共交通協議会
運賃協議部会

運賃の種類・額及び適用方法

1. 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類			額
普通旅客運賃	片道	大人	200円
		小児	100円
営業割引運賃	ところバス・ところワゴン 共通一日乗車券	大人	500円
		小児	200円
		所沢市発行の特別乗車証（割引）を所持する方 介護保険被保険者証を所持する所沢市内在住の方 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付きのもの）を所持する方及びその介護人	
	エコモビリティの日	毎月22日	片道：大人100円 小児 50円
旅客運賃の割引	身体障害者に対する割引 知的障害者に対する割引 精神障害者に対する割引 戦傷病者に対する割引 被爆者に対する割引 被爆者二世に対する割引 指定疾患医療受給者証の所持者に対する割引	所沢市発行の特別乗車証（無料）を所持する市内在住の大人・小児	無料
	身体障害者に対する割引 知的障害者に対する割引 精神障害者に対する割引 戦傷病者に対する割引	特別乗車証（無料）を所持しない大人	普通旅客運賃の半額
		特別乗車証（無料）を所持しない小児	小児普通旅客運賃の半額
	65歳以上の者に対する割引	所沢市発行の特別乗車証（割引）を所持する所沢市内在住の方	普通旅客運賃の半額
	介護保険被保険者証を所持する者に対する割引	所沢市発行の特別乗車証（割引）又は介護保険被保険者証を所持する所沢市内在住の方	普通旅客運賃の半額
	免許証返納者に対する割引	所沢市が発行する無料乗車定期券又は無料乗車回数券を所持する所沢市内在住の方	無料
	ところバス・ところワゴン 共通一日乗車券による割引	ところバス・ところワゴン共通一日乗車券を所持する者	無料

2. 運賃の適用方法

(1) この運賃は、西武ハイヤーが所沢市より委託されたところワゴンにおいて旅客を輸送する場合に適用する。

(2) 片道普通旅客運賃は旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(3) 大人運賃と小児運賃の区別は、次に掲げる区分による。

大人運賃：中学生以上の者

小児運賃：小学生以下の者

※旅客（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき2人までを無料とする。また1歳未満の小児については無料とする。

(4) ところバス・ところワゴン共通一日乗車券についての適用方法は以下のとおりとする

ア. ところバス・ところワゴン共通一日乗車券については券面記載日に限り適用する。

イ. 「旅客運賃減額第1種」の記載がある身体障害者手帳又は「要介護」の記載がある知的障害者療育手帳を乗車時に提示した旅客について、旅客1人につき介護人1人の一日乗車券に係る運賃を200円とする。

(5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人とする。

イ. 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要項（昭和48年9月27日、厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けた者及び介護人とする。

ウ. 精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のあるもの）の交付を受けている者とする。

エ. 戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、被爆者二世健康手帳、又は特定・指定疾患医療受給者証の所持者に対する割引
以上、ア～エに該当する旅客の中で、所沢市の発行する特別乗車証（無料）を所持する市内在住の旅客について、乗車時に特別乗車証（無料）を提示した場合に無料とする。

ア又はイに該当する旅客の中で、所沢市の発行する特別乗車証（無料）に「介護あり」と表記がある場合においては、旅客1人につき介護人1人の運賃も無料とする。

乗車時にア～ウの該当者及び戦傷病者で手帳を提示した旅客については半額とする。

アの手帳に「旅客運賃減額第1種」の記載がある手帳又はイの手帳に「要介護」の記載がある手帳を所持する旅客について、乗車時に手帳を提示した場合は、旅客1人につき介護人1人の運賃も半額とする。

オ. 65歳以上の旅客に対する割引

市内に在住し、所沢市の発行する「特別乗車証」（割引）を乗車時に提示した者とする。

カ. 介護保険被保険者証を所持する者に対する割引

市内に在住し、所沢市の発行する「特別乗車証」（割引）又は所沢市の発行する介護保険被保険者証を乗車時に介護保険被保険者証を提示した者とする。

キ. 免許証返納者に対する割引

所沢市の発行する運転免許証返納者向けの無料乗車定期券又は無料乗車回数券を持参した者とする。

ク. ところバス・ところワゴン共通一日乗車券による割引

ところバス運行事業者が販売した「ところバス・ところワゴン共通一日乗車券」を乗車時に提示した者とする。

ケ. 割引の重複

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。